

農地転用許可の権限移譲への取組

『岩盤規制を乗り越えて』

全国市長会経済委員長（飯田市長）牧 野 光 朗

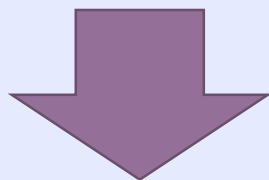
本日の話

- 1 見直しに至る経緯
- 2 農地制度のあり方に関するプロジェクトチーム設置
- 3 農地制度のあり方(地方六団体提言)のまとめ
- 4 有識者会議での議論
- 5 国・国会議員への要請活動
- 6 大きな転換点 ⇒ 閣議決定へ
- 7 施行に向けた取組
- 8 取組のポイント

1 見直しに至る経緯

【平成21年の改正農地法の附則】

施行後5年を目途に検討し、必要な措置を講ずる。



平成25年

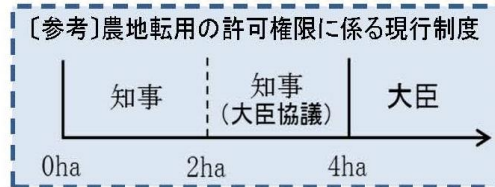
【内閣府地方分権改革有識者会議】

農地・農村部会における議論

農地・農村部会報告書の概要について

1. 部会における検討のテーマ

- 農地転用に係る事務・権限の移譲関係
- 農地転用等に係る規制緩和関係



2. 部会の基本的な認識

- 総合的な観点でまちづくりに取り組んでいくためには、農地も含めて土地利用全般の権限と責任を市町村が担うべき。
- 中長期的には、都市と農村の土地利用に係る法体系を統合するなど、制度全般を見直していくことが望ましい。
- 農地転用に係る事務・権限の地方への移譲は、事務の迅速化はもとより、土地の有効活用や農業・農村の活性化につながるもの。地方（最終的には市町村）に事務・権限の移譲等を進めていくべき。

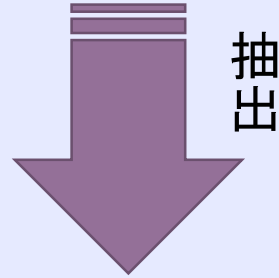
3. 当面の講じるべき措置（→「見直し方針」に盛り込み）

【権限移譲関係】

- 地方の意見も踏まえつつ、平成21年の改正農地法附則に基づき、同法施行後5年（平成26年）を目途として、地方分権の観点及び農地確保の観点から、農地確保の施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の関与等の在り方について検討を行うべき。
- 国と地方が、事務が迅速かつ円滑に執行されるよう、農地転用制度等に係る課題について、各地方で定期的に協議する場を設けるべき。

【規制緩和関係】

- 農業の六次産業化の推進 — 国家戦略特区において農家レストランの農用地区域内設置を容認、その後の全国適用も検討
 - ・農用地区域内における農業者が設置する農畜産物加工・販売施設の設置要件を緩和
- 再生可能エネルギーの利活用 — 荒廃農地等について、再エネ法に基づく場合、第1種農地であっても再エネ設備の設置を可能とする
 - ・農用地区域における稲藁等のバイオマス施設の取扱いを明確化
- 農業・農村の活性化等 — 畜舎等の近くに農家住宅を建てようとする場合、農用地区域から除外し設置することが可能であることなどを明確化



2 部会の基本的な認識

○総合的な観点でまちづくりに取り組んでいくためには、農地も含めて土地利用全般の権限と責任を市町村が担うべき。

○中長期的には、都市と農村の土地利用に係る法体系を統合するなど、制度全般を見直していくことが望ましい。

○農地転用に係る事務・権限の地方への移譲は、事務の迅速化はもとより、土地の有効活用や農業・農村の活性化につながるもの。地方（最終的には市町村）に事務・権限の移譲等を進めるべき。

2 地方六団体

農地制度のあり方に関する

プロジェクトチーム(農地PT)設置

H26.2.13 農地PT（第1回会合）

《農地PTメンバー》

[全国知事会] 鈴木 三重県知事（座長）・古川 佐賀県知事
(H27～ 平井 鳥取県知事)

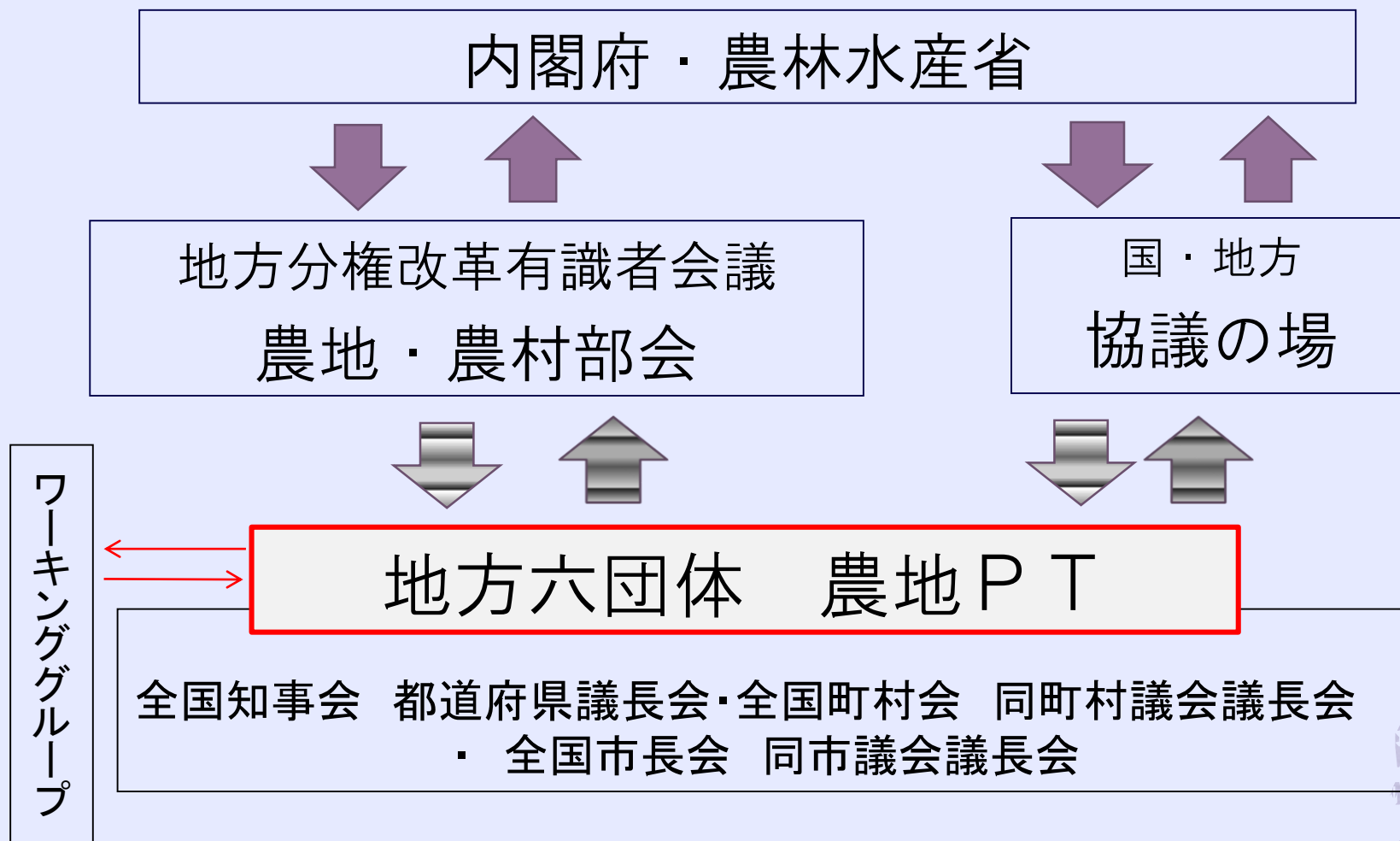
[全国町村会] 白石 愛媛県松前町長・杉本 福井県池田町長

[全国市長会] 國定 新潟県三条市長・牧野 飯田市長（座長代理）

事務局：地方自治確立対策協議会（地方六団体）

地方分権対策推進本部事務局（全国知事会内）

◇農地PTの位置付け



議論・意見の内容(抜粋)①

◇全国市長会内での議論

意見・質問	答 弁
・<u>国の掲げた目標と実態が乖離していることは事実である。耕作放棄地が増えたことが一番の原因だと思う。</u> ・<u>農業政策の検討に当たり、現時点で取り上げるほどの熟度にはない。</u> ・<u>耕作放棄地の増加は課題だが、農地制度の欠陥を見直すことでは解消できない。</u>	・市町村への<u>権限移譲に向けた方向性を考えていくことが重要</u>ではないか。 ・目標設定について国と地方の乖離があれば、<u>きちんと協議していくことが必要</u>である。農地確保のために、<u>どうすれば地方が責任を負った形でできるのか</u>という観点でPTでは議論した。
・農村部でも都市的な生活を一定程度保障されないと、<u>農地を守る農業者も出て行ってしまう。</u> ・単に、農地を守るという農業のことばかり考えた議論では、現実から少し離れていくのではないか。	・PTでも同様の議論をした。<u>平野部と中山間地のような条件不利な所の農地を一律に考えることは難しい</u>のではないかと。
・各自治体における土地利用の問題点を、<u>自らのまちづくりの中で対応できるよう、進めてほしい。</u> ・<u>画一的に農地の確保を進めると難しい。</u>農業従事者の生活を守ることがなければだめだと思う。	・地方分権というのは、<u>個々の地域事情に応じて考えなければならないもの</u>だと、受け止めている。

農地制度のあり方について〔ポイント〕

〔地方六団体〕

〔基本的認識と改革の方向性〕

- 真に守るべき農地を確保する必要性は国・地方共通の認識 ○地方が主体となり、農地を確保しつつ、都市・農村を通じた総合的なまちづくりを推進
- 国と地方（都道府県・市町村）が責任を共有し、実効性ある農地の総量確保の仕組みを構築（マクロ管理の充実）するとともに、個別の農地転用許可等（ミクロ管理）については、市町村が担うべき

〔事務・権限の移譲等に関する見直し方針（平成25年12月20日閣議決定）〕※関係部分

- 地方の意見も踏まえつつ、平成21年の改正農地法附則に基づき、同法施行後5年（平成26年）を目途として、地方分権の観点及び農地確保の観点から、農地確保の施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の関与等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 国と地方が、事務が迅速かつ円滑に執行されるよう、農地転用制度等に係る課題について、各地方で定期的に協議する場を設置。

現行制度の課題

○農地の総量確保目標と現実の乖離

- ・農振編入・除外等は概ね見込み通り
- 一方で、耕作放棄地の発生は見込みを上回る状況

○目標設定プロセスの課題

- ・総量確保の目標の設定にあたり、国・地方で十分な議論が尽くされなかった

○総合的な土地利用行政の観点からの課題

- ・大臣許可・協議に係る農地転用に多大な時間・手間を要し、迅速性に欠けるとともに、総合的なまちづくりに支障

※2ha以下…知事許可

2ha超4ha以下…知事許可（要大臣協議）

4ha超…大臣許可

○農地確保に資する施策の必要性等

- ・目標の達成に向け、農地の集積・集約化、耕作放棄地対策に取り組む必要
- ・条件不利農地等、地域によって農地は多様

見直しの方向性

農地の総量確保（マクロ管理）の仕組みを充実〔国・地方協力による実効性確保〕

- ・市町村が主体的に設定した目標の積上げを基本とし、国、都道府県、市町村が議論を尽くした上で国の総量確保目標を設定
（国と地方の議論が実質的に機能する枠組みを設置）
（地域の実情により、必要に応じて、都道府県は広域的な調整を実施）
- ・地方においては、
 - 新たに市町村計画において確保すべき農用地等の面積目標を明記
（※現行は、面積目標の設定は国・都道府県のみ）
 - 耕作放棄地の発生抑制・再生など施策効果ごとに目標設定
 - 目標管理に係る実行計画の実施状況等について、第三者機関が事後評価

農地転用許可制度等（ミクロ管理）の見直し〔市町村主体〕

- ・個々の農地転用許可等については、大臣許可・協議を廃止し、土地利用行政を総合的に担っていく観点から市町村に移譲
- ・その際、必要に応じて転用基準の更なる明確化等
- ・都道府県農業会議への意見聴取は、一律の義務付けを廃止

農地において農業が力強く営まれるための取組を充実

- ・国は、農地の確保に資する制度の枠組みづくりを行い、地方は、農地中間管理機構の活用をはじめ、担い手への農地の集積・集約化や耕作放棄地対策などの具体の施策を推進

3 農地制度のあり方(地方六団体提言)のまとめ

H26.7.25 有識者会議 農地・農村部会

分権の制度化に向け参考とするため、地方団体代表へのヒアリング
(地方側出席者) 鈴木知事(座長)、杉本町長、牧野
(有識者出席者)

柏木部会長((株)リクルートホールディングス取締役相談役)

小早川委員(成蹊大学法科大学院教授)

高橋委員(横浜国立大学大学院教授)

辻 委員(一橋大学大学院教授)

中井委員(東京工業大学大学院教授)

人羅委員(毎日新聞論説委員)

市町村の能力、広域的な調整の必要性等を課題とする意見

農地制度改革の動向(1) H26.8.5～H26.9.30 《詳細：資料P137～138》

8月5日	地方3団体が、林・農林水産大臣、山口・公明党代表などに面談要請
8月19日	地方3団体が、新藤・地方分権改革担当大臣などに面談要請
8月25日	地方3団体が、加藤・内閣官房副長官などに面談要請
9月10日	地方3団体が、二階・自由民主党総務会長及び稲田・政務調査会長などに面談要請
9月22日	地方3団体が、石破・地方創生担当大臣及び谷垣・自由民主党幹事長などに面談要請
9月30日	亀岡・自由民主党農林部会長代理及び務台・総務部会副部会長などに面談要請
9月30日	地方分権改革有識者会議第11回農地・農村部会（地方3団体及び農水省ヒアリング）

4 有識者会議での議論

H26.9.30 有識者会議 農地・農村部会

会議内容の報道

【日本農業新聞】

○農地転用許可権限で平行線(地方分権会議)

(前略)

農地転用をめぐり市町村への転用許可権限の移譲を求める地方6団体と、地方移譲に慎重な農水省から聞き取りを行った。

農地の総量確保の仕組みで農水省が歩み寄ったものの、転用許可制度に関して、地方側が権限を移譲すべきだとの主張を譲らず、意見の隔たりは埋まらなかった。

(中略)

ただ、地方に権限を移譲した場合、首長が開発を優先した時に優良農地の無秩序な開発を招く懸念は拭えない。(以下、省略)

【時事通信】

○農水省、反対の姿勢崩さず＝農地転用の許可権限移譲で～分権改革

（前略）

地方側が市町村への権限移譲を強く求めたのに対し、農水省は優良農地を確保する観点などから「適切でない」と反対の立場を崩さず、双方の隔たりの大きさが浮き彫りになった。（以下、省略）

【共同通信】

○権限移譲で主張対立 農地転用、地方と農水省

（前略）

地方側は「現行制度は現場のことを知らない国の関与が強く、判断が出るまで時間がかかりすぎる」とし、企業誘致など地域活性化策の障害になっていると指摘した。

これに対し農水省は（中略）、「地権者や民間企業からの開発圧力に市町村が直接さらされることになり、農地が大きく減る」と懸念を強調した。（以下、省略）

議論・意見の内容(抜粋)②

◇有識者会議での意見

農水省・有識者等の意見	地方六団体の意見
・<u>市町村からの積み上げを基礎として、確保すべき農用地等の面積目標を設定することについて</u>は、国が定める目標を達成するために必要な農地の確保の観点からすれば、<u>十分に適合した枠組みとは言い難い。</u>	・市町村が主体的に設定した目標をそのまま国の目標にすることを求めているものではなく、<u>国と地方が十分に議論を尽くし、調整を行う枠組みを提案。</u>
・個別の農地転用許可の判断は、農地の確保という観点から、<u>許可基準に即した厳正な判断が必要</u>である。 ・このため、地元の地権者や進出企業等の開発意向に影響を受けにくい、<u>現場と距離を置いた判断ができる者が行うことが適切</u>である。	・農地の総量確保(マクロ管理)の仕組みを充実しつつ、個々の農地転用許可等(ミクロ管理)は市町村が担う。 ・<u>農地を含めた土地利用の権限と責任を担うことで、真に守るべき農地を確保しつつ、地域の実情に応じたまちづくりを進めることができる。</u>
・<u>市町村間の判断の違いが出たり、適正に事務処理できる体制について危惧</u>される。	・<u>この移譲は、規制緩和でなく権限の移譲であり、基準の明確化が大切</u>である。 ・例えば、公選法の事務処理手引きのように、しっかりとした<u>マニュアルを整備することにより対応できる。</u>

5 国・国会議員への要請活動

要請活動における議員の主な発言（抜粋）

（A議員）

・農地法の規制は、税金が投入されているからしっかりしていくこと。だから、今になってそれを言うのは厳しい気がする。優良農地を開発したいだけだろうという危機感を持っている人がいるのが事実。

（B議員）

・市長時代、極めて開発圧力が強かった。
・農業投資があるところでやりたい、その代わりの土地を用意しますよというのは、農水省は「ウン」と言わない。

（C議員）

・大事なことは理屈でわかるが、実態としてそんなに立派な首長ばかりではない。セーフガードが必要。
・一旦、委ねた権限を元に戻すとなるとすごく難しい。

など

農地制度改革の動向(2) H26.10.6～H26.10.22 《詳細：資料P137～138》

10月6日	全国市長会及び全国知事会が、平・内閣府副大臣等に面談要請
10月8日	全国知事会及び全国町村会が、宮沢・自由民主党政務調査会長代理などに面談要請
10月22日	森会長が各支部・都道府県市長会会長に対し緊急要請活動を依頼

6 大きな転換点

国と地方の協議の場(H26.10.21) 森会長が出席

国と地方の協議の場が開催され、本会から森会長が出席し、「地方創生の推進」、「平成27年度予算概算要求等」、「地方分権改革の推進」について協議を行った。

協議に入り、石破地方創生担当大臣から(中略)、「地方分権の推進について」説明があった。

(中略)

森会長からは、(中略)市町村への農地転用許可の移譲については、政府とでも検討していると聞いているが、これは地方の悲願であり、是非移譲してもらいたい。根源的なこととして、農業政策にもっと市町村を巻き込んで一緒に考えるようにすれば、多様な政策が出てくる、などと発言した。

最後に、安倍総理大臣から、(中略)元気で豊かな地方を創生していくためには、地方の自主性を高める地方分権改革の推進が不可欠である。地方の皆様から農地関係を始め、多岐にわたる提案を多数頂いている。有識者会議の議論を踏まえ、検討を踏まえ、今後、提案の最大限の実現に向けて取り組んで行く決意である、との発言があった。

(全国市長会ホームページから抜粋)

会議の総理発言を受け

農地転用許可等の市町村への権限移譲に関する緊急要請活動の実施
について(H26.10.22) (資料P168)

農地制度改革の動向(3) H26.10.23～H26.10.31 《詳細：資料P137～138》

10月23日	地方3団体が、西川・農林水産大臣に面談要請
10月24日	地方3団体が、江藤・衆議院農林水産委員長などに面談要請
10月28日	地方分権改革有識者会議第12回農地・農村部会
10月31日	森会長が私信を発出

森会長の要請文

- ・農地制度改革は、11月中旬に向けて政府の動きが1つの節目を迎える。
- ・現行の農地制度は、岩盤規制の最たるものである。
- ・地方六団体と協力し、国に対してその改革を要請してきた。
- ・この提言取りまとめ後は、改革の実現に向けて、全国知事会、全国町村会と連携し要請活動を行い、農林水産大臣、地方分権改革担当大臣をはじめ、政府・与党の関係国会議員40名以上と面会してきた。
- ・10月21日開催の「国と地方の協議の場」で、私から「農地制度改革は改革の天王山であり、我々の一番の悲願である。農地の総量確保について、市町村も参画してきちんと行った上で、個別の農地転用許可について市町村に移譲していただきたい。市町村を味方にして新しい農業政策を考えていくんだという雰囲気を作るためにも前向きな検討をお願いしたい」と申し上げた。
- ・11月中旬頃に政府の分権改革の有識者会議が農政改革の結論を取りまとめ、12月対応方針を閣議決定するものと仄聞しており、本会として、引き続き、関係者に対して協力に要請して参ることとしている。
- ・市長の皆様におかれては、是非とも、様々な機会をとらえ、地元選出国会議員の先生方にしっかりとご説明いただき、改革の実現に向けて、格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

石破大臣緊急記者会見（H26.10.31）

「まち・ひと・しごと創生に関する政策を検討するに当たっての原則」

【日本農業新聞】

○「農地転用」許可権限の調整指示

石破創生相「分権ありき」否定

石破地方創生担当相は31日、地方創生のための「総合戦略」の策定に向け、（中略）各省に調整を指示した。農業関係では農水省と内閣府に対し、地方6団体が権限移譲を要望している農地転用許可制度への対応を求めた。（以下、省略）

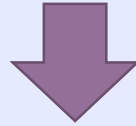
【共同通信】

○農地転用、検討加速を指示 地方創生で石破氏

石破地方創生担当相は31日、地地方分権改革の一環として自治体の要望が強い農地転用許可の権限移譲に関する結論を急ぐよう農林水産省と内閣府に指示した。石破氏は記者会見で「断定的に方向性を申し上げる段階ではないが、ずっとある議論であり何らかの結論を見いださないといけない」と強調した。（以下、省略）

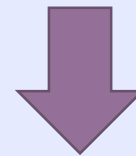
農地制度改革の動向(4) H26.11.12～H26.11.13 《詳細：資料P137～138》

11月12日	経済委員会・農業政策を考える小委員会合同会議
11月13日	理事・評議員合同会議
11月13日	牧野・飯田市長及び黒田・玉野市長が、あべ・農林水産副大臣などに面談要請



自民党・公明党圧勝
政権継続

第47回衆議院議員総選（H26.12.14）
第3次安倍内閣発足（H26.12.24）



国と地方の協議の場（H27.1.9） 森会長が出席

○石破大臣 農地転用事務について、地方六団体から権限移譲に対する強い要望があることは承知している。政府内において**精力的に調整を進めている**ところ。

○森会長 農地制度改革は色々精力的に検討して頂いていることはよく分かった。これは、私どもにとって**岩盤規制のモデル**というか**地方創生の行方を占う試金石**というふうに思っている。今までの取り組みに感謝申し上げながら、なお一層よろしくお願いしたい。

議論・意見の内容(抜粋)③

◇農林水産省

食料・農業・農村政策審議会 地方意見交換会(関東ブロック)H27.1.13

◎全国市長会経済委員長の立場で発言 (地方自治体代表)

・全国の耕作放棄地を合わせると、約40万ha位となっており、滋賀県くらいの面積になると言われている。さらに、これから人口減少時代の中で、耕作放棄地が増加していく可能性が高い。

・農地に一番近いところで、こうした状況を見ている市町村は、しっかりと対応しなくてはならない。国や都道府県と一緒に、その責務を果たさなければならぬ。

・平成21年の農地法改正の附則の中で、5年後を目途に、この地方分権の観点や農地確保の観点から見直しを検討するとされていたことから、全国知事会、全国町村会、そして、私ども全国市長会による地方六団体のプロジェクトチームが中心となって、約半年の議論を経て「農地制度のあり方について」を作成し、地方六団体が一枚岩となって提言したところである。

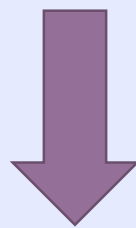
議論・意見の内容(抜粋)③の続き

・この提言では、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築していこうという考え方を「マクロ管理の充実」という形で示すとともに、個別の農地転用許可等、ミクロ管理については、総合的なまちづくりの観点から、現場を熟知している私ども基礎自治体、市町村に権限を移譲していただけないかと提案したものである。

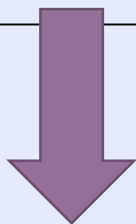
・これは、ただ権限を求めるというものではなく、また、規制緩和を意図するものではない。国の基準を守りながら、農業・農村の持続的発展という責任を地方としての立場から果たしていくことを提案した。

・国と地方が協力し、必要な農地をしっかりと確保することによって、農業・農村を何とか維持、発展させることができないかという想いを込めている。

・地方創生が叫ばれているが、農村にとっては農業はとても大事な働く場所であり、農業振興が人口減少対策の柱ともなり得るものと認識している。その受け皿づくりとして、地方における取組を、ぜひ国と地方が一緒になって考えていきたい。



**農地転用許可の地方への権限移譲
閣 議 決 定 (H27.1.30)**



地方分権一括法案提出

農地の総量確保のための仕組みの充実

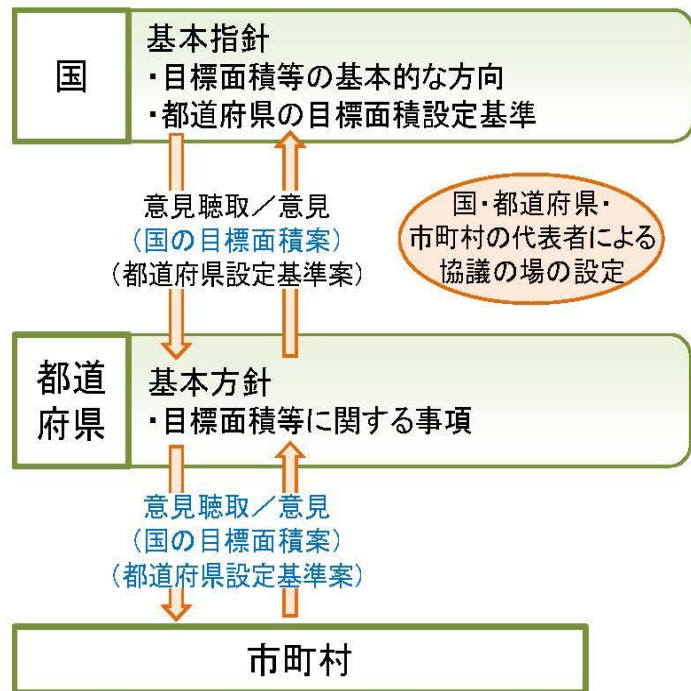
- 国と地方が政策目標を共有し、相互に協力して実効性のある目標管理の仕組みを構築
 - ・地域における農地の実情を反映（市町村の参画）
 - 市町村の意見聴取手続きの創設 など

○上記のほか、「対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）において、国と地方の十分な議論を担保するため、国・都道府県・市町村の協議の場を設定することなどを盛り込み

農地転用許可の権限移譲等

- 農地転用許可に係る事務・権限は、農地を確保しつつ、地域の実情に応じた主体的な土地利用を行う観点から、地方に移譲等
 - ・2～4haの農地転用に係る国協議は廃止
 - ・4ha超の農地転用に係る事務・権限は、国との協議を付した上で、都道府県（下記の指定市町村にあっては、当該指定市町村）に移譲
 - ・農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村に都道府県と同様の権限を移譲

○上記のほか、「対応方針」において、権限移譲に当たり、事例集の作成など制度の適正な運用に資する支援を行うことなどを盛り込み



	現行制度	改正後
4ha超	国	都道府県 ※国協議 (法定受託事務)
4ha以下 2ha超	都道府県 ※国協議 (法定受託事務)	都道府県 (自治事務)
2ha以下	都道府県 (自治事務)	都道府県 (自治事務)

指定市町村

7 施行に向けた取組

○『農地転用許可権限に係る指定市町村の 指定基準等に関する検討会』における議論

【地方側出席者】 鈴木 三重県知事・杉本 池田町長・林 横浜市長・牧野

【有識者委員】 糊澤 委員長(早稲田大学教授)・安藤 委員(東京大学大学院教授)

岩崎 委員(福島大学教授)・小早川 委員(成蹊大学教授)

中井 委員(東京工業大学大学院教授)・柚木 委員(全国農業会議所事務局長)

○『確保すべき農用地等の 面積の目標等に関する国と地方の協議の場』における議論

【地方側出席者】 鈴木 三重県知事・杉本 池田町長・林 横浜市長・牧野

【農林水産省 代表者】 伊藤良孝 農林水産副大臣

農地制度改革の動向(6) H27.4.7～H27.8.17《詳細：資料P137～138》

4月7日	行政委員会・地方分権改革検討会議・経済委員会・農業政策を考える小委員会 合同会議
5月21日	農地制度のあり方に関するプロジェクトチーム(第7回)
6月5日	農地制度のあり方に関するプロジェクトチームワーキンググループ(第4回)
6月19日	「第五次一括法」の成立に対し地方六団体会長が共同声明を発表
7月10日	農地制度のあり方に関するプロジェクトチームワーキンググループ(第5回)
8月5日	農地制度のあり方に関するプロジェクトチーム(第8回)
8月17日	農地転用許可権限に係る指定市町村の指定基準等に関する検討会(第1回)

農地制度改革の動向(7) H27.9.3～H27.12.7《詳細:資料P137～138》

9月3日	農地制度のあり方に関するプロジェクトチームワーキンググループ(第6回)
9月10日	「指定市町村の指定基準の検討会について」に対する意見を提出
9月16日	農地制度のあり方に関するプロジェクトチーム(第9回)
10月8日	農地転用許可権限に係る指定市町村の指定基準等に関する検討会(第2回)
11月5日	確保すべき農用地等の面積等に関する国と地方の協議の場
11月10日	農地転用許可権限に係る指定市町村の指定基準等に関する検討会(第3回)
11月11日	経済委員会・農業政策を考える小委員会合同会議
12月7日	「確保すべき農用地等の面積の目標等に関する国と地方の場での議論を踏まえ、地方六団体として留意を求める事項」を提出

「指定市町村の指定基準(とりまとめ案)」について

留意すべき事項(要点) 《H27.11.10 検討会地方委員提出》

○食料の安定供給や国土の保全等の多面的機能を果たしている有限で貴重な資源であるという観点等、全国的な立場から「確保すべき農用地等の面積の目標等の基本的な方向」を定めることは十分に理解するが、指定市町村を定める農用地等の面積の目標については、各団体が算定した数値を十分に尊重すべきである。

○国は、許可基準の明確化、事例集の作成、研修及び日頃の相談に適時・適切に対応できる体制の充実を図り、指定市町村を適切に支援すべきである。

○意欲のある自治体については、規模の大小に関わらず指定を受けることができるよう十分に配慮すべきである。

○指定市町村の指定手続きについては、指定申請に係る書類を簡素化するなど、市町村に過度の事務負担を強いることがないよう配慮すべきである。

○指定市町村の指定手続きに係るスケジュール等を早期に示すとともに、指定申請に係る事務作業等に必要な時間を十分に確保すべきである。

確保すべき農用地等の面積の目標等に関する国と地方の協議の場での議論を踏まえ、地方六団体として留意を求める事項とその回答(抜粋)

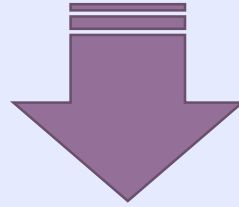
資料 P159

地方六団体としての考え方	回答（農林水産大臣）
・国の目標と基準により積み上げた都道府県の目標面積に相違がある場合、<u>地域の実情や地方の意思を尊重し協議すべき</u>。	・<u>都道府県の意見を聞きながら対応する</u>。 ・独自の算定根拠には、十分な説明をお願いする。
・荒廃農地の発生の<u>すう勢は、現実を踏まえたものとすべき</u>。すう勢を過小に見積もることがないようにすべき。	・すう勢では織り込みがたい荒廃農地面積の増加が見込まれる場合、<u>独自に考慮すべき事由として算定をお願いする</u>。
・集団的農地の内、<u>基盤整備実施済みの全ての白地農地を編入は、すう勢から乖離している</u>。	・農振法改正により、基盤整備済みの集団的農地は編入するという考えに沿ったもの。 ・<u>地域の実情を踏まえる算定も可能</u>。
・農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積は、一律の算定方法では過大となる。	・地域の実情を踏まえた算定を行う際は、十分な説明を願う。
・再生可能な農地には、再生困難と見込まれる荒廃農地が含まれるため、過大な施策効果を見込むことになる。 ・地方も自治体独自の補助制度、自助努力による再生に努め、それらの効果も見込む所存である。	・御懸念の向きを踏まえ、<u>地域の声に十分に耳を傾けていく所存であるが</u>、独自の算定を行う際には、十分な説明をお願いしたい。

農地転用許可等に係る指定市町村の指定基準等について（概要）（平成27年11月10日決定）

基本となる考え方	指定手続等	
○ 生産性の高い優良農地の確保の観点と地方分権の推進の観点の双方の観点から見て適正なものとなるようにすること。 ○ 優良農地の確保の目標を適切に定めるなどの農地を確保する意欲を有するとともに、法令の基準に従った制度の適切な運用を行い、そのための体制を備えた市町村は指定できるようにすること。 ○ 担い手への農地の利用集積等の農業施策への取組による農地の確保・保全、農地の確保にも配慮した都市計画等の土地利用計画に基づく計画的な土地利用に向けた取組を十分考慮すること。 ○ 国は、市町村等の事務が適正に行われるようサポートするとともに、法令の基準に違反した事務処理が行われた場合には、是正するための措置を講ずるよう積極的に対応すること。 ○ 国と地方がそれぞれの役割の下にこれまで以上に一体となって農地の確保等に向けて取り組むこととする。	1 指定の手続 ○ 農林水産大臣は、市町村が行う申請に基づき、基準に適合するものについて指定市町村の指定をする。 ○ 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、都道府県知事の意見を聴くことができる。 ○ 農林水産大臣は、指定市町村を指定しようとするときは、その旨を当該市町村及び都道府県に通知するとともに、公示することとする。 ○ 農林水産大臣は、指定しないときは、その旨及びその理由を当該市町村に通知することとする。 2 運用状況の把握 ○ 指定市町村は、指定市町村が行う事務処理及び優良農地を確保する目標の達成状況に関し、毎年、農林水産大臣に報告しなければならない。〔国は、毎年、個別の許可事務の実態調査を実施。〕 3 指定の取消し ○ 農林水産大臣は、指定市町村が指定基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消すことができる。 ○ 農林水産大臣は、指定市町村の指定の取消しをしようとするときは、その旨及びその理由を当該市町村及び都道府県に通知するとともに、公示することとする。	
指定基準		
I 優良農地を確保する目標を定めること ○ 以下の要件を満たす確保すべき農用地等の面積の目標が定められていること。 1 農振法に基づき国が策定する「基本指針」及び都道府県が策定する「農業振興地域整備基本方針」に沿って、最近のすう勢及び農地の確保に関する施策の効果を適切に勘案していること。 ・ 面積目標において、最近のすう勢（農用地区域からの除外及び荒廃農地の発生）や農地の確保に関する施策の効果、市町村の独自の事情が適切に見込まれていること。 ・ 施策効果については、 ① 農用地区域への編入の取組の効果 ② 農地中間管理機構による担い手への農地集積、荒廃農地の再生対策の推進等による荒廃農地の発生抑制・再生の効果を勘案することとし、施策の実施状況や今後の取組方針からみて適切に効果が見込まれていることを確認する。 2 都市計画マスタープラン等の計画に沿って地方公共団体が策定した土地利用計画に基づく開発予定等がある場合は、その事情が適切に考慮されていること。	II 農地転用許可等を基準に従って適正に運用すると認められること ○ 過去5年間ににおける事務又は行為からみて、原則として、次の要件を満たすこと。 ・ 地方自治法に基づく事務処理特例制度により権限移譲を受けている市町村の農地転用許可に係る事務の処理が農地法令（農地法、同法施行令及び同法施行規則）に違反していないこと ・ 事務処理特例制度による権限移譲を受けていない市町村における農業委員会の農地転用を許可相当とする意見書の送付に係る事務の処理について、都道府県が、当該転用を、農地法令の要件を満たさないとして不許可としていないこと（指定された場合に農業委員会に事務委任するものに限る。） ・ 農地における市町村の道路、公園等の公共施設の設置に係る行為が、施設の公益性を考慮してもなお、土地の農業上の利用の確保の観点から著しく適正を欠いていると認められるものでないこと ・ 事務処理特例制度により権限移譲を受けている市町村の違反転用者に対する是正措置に係る事務の処理が著しく適正を欠いていると認められるものでないこと 等	III 農地転用許可制度等に係る事務処理体制が整っていると認められること ○ 農地転用許可等の事務に従事することとなる職員2名以上が農地転用許可制度に係る事務又は農業振興地域制度に係る事務に通算して2年以上従事した経験を有していること。 ・ 農地転用許可の申請の件数の少ない市町村や、農林水産省等が実施する研修を受けることにより法令に関する理解を有すると認められる職員について、例外を設ける。 ・ 職員の配置については、農地転用許可等に関する事務処理について経験を有する者を、事務をサポートする者として配置（OBなどの経験者を配置する場合を含む。）することも含むものとする。 ○ 上記の事務処理を行う体制が継続的に確保できると認められること。

※ 農地転用許可等の「等」は、農振法に基づく農用地区域における開発許可であり、指定市町村の指定基準については、農地転用許可と同様の取扱いとする。



農地転用許可等に係る指定市町村の指定基準の基本

- ①優良農地を確保する目標を定めること
- ②農地転用許可等を基準に従って適正に運用すると認められること
- ③農地転用許可制度等に係る事務処理体制が整っていると認められること

資料 P3～12

8 取組のポイント

- ①地方（全国知事会・全国町村会・全国市長会）
が一枚岩となった取り組み。
- ②地方からの提案（ボトムアップの改革）
- ③国と地方の議論の場が実質的に機能
⇒ 国との信頼関係の構築
- ④市町村への権限移譲の道が開かれた。

* まとめ

◎この改正農地法は、

- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築するとともに、個別の農地転用許可等については地方が担う。

- ・権限移譲であって規制緩和ではない。

◎多くの市町村が権限移譲を受け、取り組むこと

⇒ 実績の積み重ねによる国との信頼関係の構築

⇒ 次のステップへ

◎制度運用に関して、

これまでの協議で積み上げ、合意した事項のモニタリング

ご清聴ありがとうございました